

介護保険負担限度額認定 申請書類について



座間市マスコットキャラクター
「ざまりん」

■負担限度額認定とは

介護保険施設を利用する際の居住費と食費について、
所得等の状況に応じて自己負担の上限（限度額）を設け、負担を軽減する制度です。

◎対象となる施設

介護老人福祉施設（特養）、介護老人保健施設（老健）、介護医療院、
短期入所生活介護及び短期入所療養介護（ショートステイ）

※有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、ケアハウスは対象外です。

■利用までの流れ

申請する（受付）

☐申請書 ☐同意書

☐申請者の本人確認書類

（本人申請の場合、生活保護受給票の提出でも可）

☐チェックリスト

窓口持参、郵送可。

ケアマネジャー、施設職員等による申請書記入及び申請不可。代行提出のみ可。



書類審査

不明な点、書類不備についての確認



結果通知（認定証交付）

住民登録地または届出済の送付先へ送付



認定証を施設へ提示

提示なしの場合は負担が軽減されません

■宛先・問合せ先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市役所 介護保険課 介護保険係

電話 046-252-7719（直通）

■認定有効期間

- ・令和8年8月1日から令和9年7月31日まで
- ・生活保護受給開始が令和8年8月1日以降の場合は、生活保護受給開始月初日から令和9年7月31日まで

■生活保護が廃止になったとき負担限度額認定の適用期間が変更となります。

- ・生活保護受給廃止月の月末までが第1段階です。

利用者負担段階適用及び期間を正しく反映した認定証を交付し、郵送します。

新しい認定証は速やかに利用されている施設へ提示し、古い認定証は当課まで返却してください。

- ・廃止月以降認定が必要な場合は、改めて申請してください。

令和7年1月1日から12月31日の収入に基づいた段階となります。

預貯金等に関する申告も必要となります。詳しくはお問合せください。

申請月初日から令和9年7月31日までが有効となります。申請月にご注意ください。

【参考】利用者負担段階と負担限度額

認定が決定した場合には、第1～3段階②のいずれかに該当します。

利用者 負担 段階	対象者		預貯金等の 資産の状況	負担限度額認定（日額）							
				居住費							食 費
				多床室			従来型個室		ユニット 型個室の 多床室	ユニット 型個室	
				特養等	老健・ 医療院 (室料を 徴収する 場合)	老健・ 医療院 (室料を 徴収しない 場合)	特養等	老健・ 医療院			
1 段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護 受給者等	要件なし	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円	300円 【300円】
		老齢福祉年金 受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下								
2 段階		本人の前年の合計 所得金額と年金収 入額の合計が 82.65万円以下	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円	390円 【600円】
3 段階 ①		本人の前年の合計 所得金額と年金収 入額の合計が 82.65万円超 120万円以下	【単身】 550万円以下 【夫婦】 1,550万円以下	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円	680円 【1,030円】
3 段階 ②	本人の前年の合計 所得金額と年金収 入額の合計が 120万円超	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	530円	530円	430円	980円	1,470円	1,470円	1,470円	1,420円 【1,360円】	
4 段階	本人課税者、世帯に課税者がいる等 第1～3段階②以外の方			負担限度額認定対象要件を満たさないため、対象外							

【 】の金額は、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下であれば対象となります。